

**ガバメントソリューションサービスにおける府省
LAN 統合に際しての NW 機器調達と
調達の単位等に係る市場調査**

令和 4 年 5 月

デジタル庁
Digital Agency

目次

1 市場調査の概要	1
(1) 件名	1
(2) 目的	1
(3) 範囲	1
2 調達スケジュール（予定）	2
3 市場調査による情報提供依頼期間.....	2
4 市場調査による情報提供の依頼内容等	2
(1) NW 機器の調達フェージビリティ	2
(2) 調達の単位について	2
5 情報提供の取り扱い.....	3
6 資料の提供方法	3
(1) 資料の形式.....	3
(2) 提出期限.....	3
7 本市場調査に関する質問	3
(1) 質問方法.....	4
(2) 質問受付期間	4
8 照会先	4
9 資料の提出.....	4

1 市場調査の概要

(1) 件名

ガバメントソリューションサービスにおける府省 LAN 統合に際しての NW 機器調達と調達の単位等に係る市場調査

(2) 目的

デジタル庁では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 1 2 月 2 4 日閣議決定）に基づき、ガバメントソリューションサービス（以下「G S S」という。）の整備・運用等を実施している。

同計画においては、現在、政府のネットワーク環境は、府省単位や部局単位に整備されており、府省間連携、利便性、費用対効果の観点での課題があることから、これらの課題解決及び行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、各府省のネットワーク環境についてその更改を契機に、G S S に統合することを原則とすることを定めている。

以上を踏まえ、デジタル庁として、令和 4 年度には、人事院、農林水産省等のネットワーク環境を統合することとしており、さらに令和 5 年度については、新たに内閣府（内閣官房・復興庁を含む）、宮内庁、消費者庁のネットワーク環境を統合するための検討を進めている。

ガバメントソリューションサービスにおける府省 LAN 統合に際しての NW 機器の調達と調達の単位等に係る市場調査（以下「本調査」という）では、半導体不足等に起因する NW 機器等に関する調達のフィージビリティや、三府庁のネットワーク環境を調達する際の調達方法・単位等を検討するため、事業者等から広く意見を収集し、今後の調達の参考とするものである。

(3) 範囲

① 内閣府（内閣官房・復興庁）のネットワーク環境構築

主な拠点数：38 別添 1_拠点一覧参照

ユーザー数：約 5 5 0 0

主な NW 機器の種類と数：別添 2_主な NW 機器の種類と数参照

利用開始時期：令和 5 年度後半

② 宮内庁のネットワーク環境構築

主な拠点数：50 別添 1_拠点一覧参照

ユーザー数：約 1 2 0 0

主な NW 機器の種類と数：別添 2_主な NW 機器の種類と数参照

利用開始時期：令和 5 年度後半

③ 消費者庁のネットワーク環境構築

主な拠点数：3 別添 1_拠点一覧参照

ユーザー数：約700

主な NW 機器の種類と数：別添 2_主な NW 機器の種類と数参照

利用開始時期：令和 5 年度後半

2 調達スケジュール（予定）

三府庁のネットワーク環境は、以下のスケジュールで調達を行う予定である。

令和 4 年

- 5 月 : 市場調査（本調査依頼によるもの）
- 6 月 : 本市場調査結果への対応、調達仕様書案等の検討
- 6 月以降 : 本調達に係る意見招請
- 年後半以降 : 本調達に係る入札公告

令和 5 年

- 4 月以降 : 事業者決定 構築作業開始
- 年度後半 : ネットワーク環境の切り替え・運用開始

3 市場調査による情報提供依頼期間

令和 4 年 5 月 24 日 ～ 令和 4 年 6 月 17 日

4 市場調査による情報提供の依頼内容等

資料の作成に当たっては、本件調達が、政府機関のネットワーク環境調達であり、その調達には透明性・公平性や効率性が十分に求められることに留意し、次の各項目に関する事項について作成すること。

なお、資料を提供する範囲・提案に含める内容については、以下の（1）及び（2）の全部または一部でも可とする。

(1) NW 機器の調達フェージビリティ

現在、様々な社会情勢を背景にした半導体不足等により、半導体を利用する様々なデバイス・機器について、調達に要する期間が長くなっていると想定される。

三府庁のネットワーク環境調達においては、多数の NW 機器を調達することとなるが、これら機器の調達について、市場の現在および将来の見通しを踏まえたうえで、調達に要する期間がどのくらいになるか情報を求める。

情報提供にあたっては、具体的な実績・根拠等を示すとともに、将来の見通しについても当該見通しに係る具体的な理由等について可能な限り明記すること。

(2) 調達の単位について

三府庁のネットワーク環境調達にあたっては、デジタル庁としてのこれまでの調達実績等を踏まえて以下のような単位で調達を行うことを想定している。

- i) 内閣府（内閣官房・復興庁）のネットワーク環境構築（LAN・WANの構築）
- ii) 宮内庁のネットワーク環境構築（LAN・WANの構築）
- iii) 消費者庁のネットワーク環境構築（LAN・WANの構築）
- iv) 三府庁のクライアント端末の調達（約7000台）

当該調達単位について、調達の効率性等の観点から、より適切な単位について提案を求める。その際、当該提案に関する具体的な理由や適切性の根拠などについても可能な限り明記すること。

5 情報提供の取り扱い

本市場調査において、提供を受けた情報、資料は次のとおり取り扱うものとする。

- 市場調査は、三府庁のネットワーク環境調達に関する有効な調達方法や技術、費用等について、広く情報を得るための手段としたものであり、今後の調達における契約に対する意図や意味を持つものではないこと。
- 本市場調査において、デジタル庁から資料の提供を受けた場合は、本市場調査終了後に返却すること。
- 本市場調査に対して、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではないこと。
- 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、デジタル庁から提出された資料等の内容等について照会または追加の資料提供を依頼する可能性があること。
- 本市場調査の実施に要する費用は、全て事業者等の負担とすること。
- 本市場調査において提供を受けた提案、資料等は返却しないこと。
- 提供を受けた提案、資料等については、三府庁のネットワーク環境調達を検討するデジタル庁の当該調達の関係者に限り、複写・配付が行われる。また、提供者に断りなく他者には提供しないこと。
- 提供を受けた提案、資料等については、今後実施を予定する調達の際の調達仕様書に反映する可能性があること。

6 資料の提供方法

(1) 資料の形式

資料については、下記9に記載する提出先に、E-Mailにて提出すること。提出者名又は機関等の名称、担当者指名、担当者連絡先を明記し提出すること。

(2) 提出期限

令和4年6月17日とする。

7 本市場調査に関する質問

本市場調査に質問がある場合は、以下のとおりとする。

(1) 質問方法

別紙の質問票に記載し、下記8に記載する照会先に E-Mail にて問い合わせることとし、件名については「市場調査に関する質問」とすること。

(2) 質問受付期間

令和4年5月24日 ～ 令和4年6月13日 12時

8 照会先

デジタル庁 担当 村上、田橋、渡部

東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20階

Email: gsscyoutatsu@digital.go.jp

9 資料の提出

デジタル庁 担当 村上、田橋、渡部

Email: gsscyoutatsu@digital.go.jp

No.	拠点名	住所	利用者数
1	中央合同庁舎第8号館	東京都千代田区永田町1-6-1	大
2	東京都千代田区拠点	東京都千代田区某所	大
3	中央合同庁舎第4号館	東京都千代田区霞が関3-1-1	大
4	永田町拠点A	東京都千代田区永田町2-4-12	大
5	永田町拠点B	東京都千代田区永田町1-11-39	大
6	霞が関ビルディング	東京都千代田区霞が関3-2-5	大
7	霞が関東急ビル	東京都千代田区霞が関3-7-1	中
8	国会議事堂	東京都千代田区永田町1-7-1	中
9	大手町合同庁舎第3号館	東京都千代田区大手町1-3-3	中

No.	拠点名	住所	利用者数
10	虎ノ門37森ビル	東京都港区虎ノ門3-5-1	大
11	日本学術会議	東京都港区六本木7-22-34	中
12	迎賓館	東京都港区元赤坂2-1-1	中
13	三会堂ビル	東京都港区赤坂1-9-13	小
14	赤坂パークビル	東京都港区赤坂5-2-20	大
15	内閣衛星情報センター	東京都新宿区某所	小
16	中央合同庁舎第2号館	東京都千代田区霞が関2-1-2	中
17	中央合同庁舎第7号館	東京都千代田区霞が関3-2-1	中
18	立川・防災予備施設	東京都立川市緑町3567	小

No.	拠点名	住所	利用者数
19	京都迎賓館	京都府京都市上京区京都御苑23	中
20	沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	小
21	岩手復興局	岩手県釜石市松原町3-10-22 小澤ビル	中
22	宮城復興局	宮城県石巻市穀町12-24 シャロンビル	中
23	福島復興局	福島県福島市栄町11-25 AXCビル	中
24	宮古支所	岩手県宮古市黒田町2-27 長谷川ビル	小
25	盛岡支所	岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通りビル	中
26	気仙沼支所	宮城県気仙沼市笹が陣3-5 気仙沼市シルバー人材センター	小
27	仙台支所	宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6 仙台第一生命タワービル	小

No.	拠点名	住所	利用者数
28	浪江支所	福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上続町18-2	小
29	富岡支所	福島県双葉郡富岡町中央2丁目45	小
30	帰還環境整備センター	福島県双葉郡富岡町本岡字王塚622番地の1	小
31	福島県自治会館 6 階	福島県福島市中町8-2	中

※同一の住所地の拠点については集約して記載しております。

※利用者数（拠点規模）の凡例

大（大規模）：100人～

中（小規模）：10人～99人

小（小規模）：1人～9人

No.	拠点名	住所	利用者数
1	中央合同庁舎第4号館	東京都千代田区霞が関3-1-1	大
2	徳島県庁舎	徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁10階	中
3	国会議事堂	東京都千代田区永田町1-7-1	小

※利用者数（拠点規模）の凡例

大（大規模）：100人～

中（小規模）：10人～99人

小（小規模）：1人～9人

No.	拠点名	住所	利用者数
1	東京都千代田区拠点A	東京都千代田区1-1	大
2	東京都港区拠点A	東京都港区某所	大
3	東京都港区拠点B	東京都港区某所	中
4	東京都渋谷区拠点A	東京都渋谷区某所	小
5	東京都港区拠点C	東京都港区某所	小
6	東京都港区拠点D	東京都港区某所	小
7	東京都港区拠点E	東京都港区某所	小
8	東京都千代田区拠点B	東京都千代田区某所	小
9	埼玉鴨場	埼玉県越谷市大字大林39	小

No.	拠点名	住所	利用者数
10	新浜鴨場	千葉県市川市新浜2丁目5-1	小
11	多摩陵墓監区事務所（多摩部）	東京都八王子市長房町1833	中
12	多摩陵墓監区事務所（豊島岡部）	東京都文京区大塚5丁目39-1	小
13	多摩陵墓監区事務所（真野部）	新潟県佐渡市真野457	小
14	桃山陵墓監区事務所（桃山部）	京都府京都市伏見区桃山町古城山	中
15	桃山陵墓監区事務所（深草部）	京都府京都市伏見区深草坊町	小
16	桃山陵墓監区事務所（宇治部）	京都府宇治市木幡中村65	小
17	桃山陵墓監区事務所（田邑部）	京都府京都市右京区宇多野馬場町1-1	小
18	桃山陵墓監区事務所（嵯峨部）	京都府京都市右京区嵯峨天竜寺角倉町1	小

No.	拠点名	住所	利用者数
19	桃山陵墓監区事務所（金原部）	京都府向日市寺戸町大牧35	小
20	桃山陵墓監区事務所（三島部）	大阪府茨木市太田3丁目10-3	小
21	桃山陵墓監区事務所（可愛部）	鹿児島県薩摩川内市宮内町字脇園1935-1	小
22	桃山陵墓監区事務所（高屋部）	鹿児島県霧島市溝辺町麓3392	小
23	桃山陵墓監区事務所（吾平部）	鹿児島県鹿屋市吾平町 下名188	小
24	月輪陵墓監区事務所（月輪部）	京都府京都市東山区泉涌寺山内町34-2	中
25	月輪陵墓監区事務所（山科部）	京都府京都市山科区御陵上御廟野町52	小
26	月輪陵墓監区事務所（神楽岡部）	京都府京都市左京区北白川追分町57-1	小
27	月輪陵墓監区事務所（北山部）	京都府京都市北区衣笠北高橋町1-1	小

No.	拠点名	住所	利用者数
28	月輪陵墓監区事務所（大原部）	京都府京都市左京区大原勝林院町34-2	小
29	月輪陵墓監区事務所（長等部）	滋賀県大津市御陵町3-2	小
30	畝傍陵墓監区事務所（畝傍部）	奈良県奈良市橿原市大久保町509	中
31	畝傍陵墓監区事務所（奈良部）	奈良県奈良市油阪町47	小
32	畝傍陵墓監区事務所（佐紀部）	奈良県奈良市山陵町51番地	小
33	畝傍陵墓監区事務所（山辺部）	奈良県天理市柳本町1876	小
34	畝傍陵墓監区事務所（忍坂部）	奈良県桜井市大字忍阪556	小
35	畝傍陵墓監区事務所（傍丘部）	奈良県香芝市今泉592-1	小
36	畝傍陵墓監区事務所（掖上部）	奈良県高市郡明日香村大字平田43-1	小

No.	拠点名	住所	利用者数
37	畝傍陵墓監区事務所（吉野部）	奈良県吉野郡吉野町大字吉野山1023	小
38	古市陵墓監区事務所（古市部）	大阪府羽曳野市誉田6丁目11-3	中
39	古市陵墓監区事務所（藤井寺部）	大阪府藤井寺市藤井寺4丁目764	小
40	古市陵墓監区事務所（磯長部）	大阪府南河内郡太子町大字春日1532	小
41	古市陵墓監区事務所（百舌鳥部）	大阪府堺市堺区大仙町7-1	小
42	古市陵墓監区事務所（高野山部）	和歌山県伊都郡高野町大字高野山456	小
43	那須御用邸	栃木県那須郡那須町大字湯本207	小
44	須崎御用邸	静岡県下田市須崎字嵐の尾1206-1	小
45	葉山御用邸	神奈川県三浦郡葉山町一色2038-1	小

No.	拠点名	住所	利用者数
46	正倉院事務所	奈良県奈良市雑司町129	中
47	御料牧場	栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢6020	中
48	京都事務所	京都府京都市上京区京都御苑3番	中
49	桂離宮	京都府京都市西京区桂御園1-1	小
50	修学院離宮	京都府京都市左京区修学院藪添1-2	小

※利用者数（拠点規模）の凡例

大（大規模）：100人～

中（小規模）：10人～99人

小（小規模）：1人～9人

No.	機器種別	用途	仕様要件	性能要件	数量に対する定数スベック	想定必要数量		
						内訳	消費電力	定内
1	コアスイッチ	各拠点のサーバー室またはEP5室・MDF室に配置され、Wi-Fi機器・エッジスイッチ・フロアスイッチとGSSネットワークと接続を行う。 GSSネットワークの拠点ネットワーク機器（ルーター）のある拠点においては、これらと直接接続されること。GSSネットワークとの接続を行う。 拠点ネットワーク機器の無い拠点においては、拠点オーバーレイネットワーク機器と接続されること。GSSネットワークとの接続を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ETFが標準化しているIPv6およびIPv6規格群に準拠し、IPv4/IPv6フォワーディング（ルーティング）機能を備えていること。 ・フォワーディングの際に参照する経路テーブルを管理利用できること。 ・IPv4/IPv6のデュアルスタックとしたインターネット（L3）ネットワーク（経路）を取り扱えること。 ・IPv4/IPv6に対応したOSPFルーティング機能に対応すること。 ・スタティック（IEEE802.1Q）方式に基づくVLANが利用可能であること。構成上、制約値や独自プロトコルなどスタティックVLANを使用する場合、そのスタティックVLANの番号は2～3300以外を使用すること。 ・提供するインターフェース数に応じて、シャシまたはボックス型のスタッキングによる拡張性を有すること。 ・冗長構成での導入が可能で、構成するネットワーク機器のうちいずれか1つに障害が発生しても、当該機能を継ぎサービスを提供できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・GSSネットワークの拠点ネットワーク機器がある拠点においては、拠点ネットワーク機器と40Gbpsまたは25Gbpsでの接続領域で接続が可能であること。このためのSFP+/QSFP28ポートを2つ以上有すること。 ・コアスイッチまたはエッジスイッチは10Gbps以上の接続領域での接続が可能であること。このためのSFP+/SFP+ポートを24ポート以上有すること。 	14	2	4	
2	フロアスイッチ	各拠点のコアスイッチまたは拠点オーバーレイネットワーク機器とエッジスイッチ間の接続を行う。 拠点に複数のフロアがある場合に各フロアのEP5室や机室等に設置され、エッジスイッチと接続される。	<ul style="list-style-type: none"> ・ETFが標準化しているIPv6およびIPv6規格群に準拠し、IPv4/IPv6フォワーディング（ルーティング）機能を備えていること。 ・フォワーディングの際に参照する経路テーブルを管理利用できること。 ・IPv4/IPv6のデュアルスタックとしたインターネット（L3）ネットワーク（経路）を取り扱えること。 ・IPv4/IPv6に対応したOSPFルーティング機能に対応すること。 ・スタティック（IEEE802.1Q）方式に基づくVLANが利用可能であること。構成上、制約値や独自プロトコルなどスタティックVLANを使用する場合、そのスタティックVLANの番号は2～3300以外を使用すること。 ・冗長構成での導入が可能で、構成するネットワーク機器のうちいずれか1つに障害が発生しても、当該機能を継ぎサービスを提供できること。 ・スタッキングへの対応が可能であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コアスイッチまたは拠点オーバーレイネットワーク機器と10Gbpsまたは1Gbpsでの接続領域で接続が可能であること。このための接続ポート（1000Base-T/10GBase-T/SFP/SFP+ポート）を2つ以上有すること。 ・エッジスイッチは1Gbps以上の接続領域での接続が可能であること。 	79	6	18	
3	エッジスイッチ	各拠点の机室等に配置され、コアスイッチ、フロアスイッチ、または拠点オーバーレイネットワーク機器とWi-Fiアクセスポイントおよび複合機や端末との有線接続を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・接続されるWi-Fiアクセスポイントに対してPoE規格を介して給電を行うこと。 ・PoEでの給電を必要とするWi-Fiアクセスポイント等の台数に応じて十分な電力を供給できること。 ・本装置でのループ検出機能（接続点間のループ検出や、接続点下のネットワーク機器上でのループ検出等）により発生するトラフィックより、ネットワークサービスの接続が阻害となる状態）を検出し、遮断（原因となる接続点の停止や、トラフィックのフィルタリング等）もしくは、初期（トラフィックのシェーピングによる緩急の制御等）による機能を有すること。 ・業務用端末等のスリム筐体の接続時、データリンク層（イーサネット）において、IEEE802.1X認証（1X認証）を行うこと。また、データリンク層での1X認証ができなかった場合、未認証を除き、IPv4またはIPv6を使用したキャプティブポータルなどによるWEB認証を行うこと。認証は、業務用端末等にはIEEE802.1X認証や、WEB認証（ブラウザ等）を使用し実現すること。1X認証やWEB認証は、デジタルが別途整備するデジタルリソース及び認証サービスから取得されるアトリビュートや認証結果に基づきMACアドレス単位に適用可能であること。 ・冗長構成やスタッキングなどの可用性を高める機能を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コアスイッチ・フロアスイッチまたは拠点オーバーレイネットワーク機器と10Gbpsまたは1Gbpsでの接続領域で接続が可能であること。このための接続ポート（1000Base-T/XSFP/SFP/SFP+ポート）を2つ以上有すること。 ・Wi-Fiアクセスポイントと1Gbps以上の接続領域での接続が可能であること。 	436	26	254	
4	無線LANコントローラ	無線LANアクセスポイントのコントローラ	<ul style="list-style-type: none"> ・導入する無線LANアクセスポイントの集中管理（全アクセスポイントの設定・アクセス制御・モニタリングなどの統合的な実施）が行えること。 ・冗長構成での導入が可能で、いずれか1つに障害が発生してもサービスを継続できること。 	Wi-Fiアクセスポイントの構成などに準じて	2	-	-	
5	無線LAN管理ライセンス	無線LANコントローラにおける無線LANアクセスポイントの管理ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンス等の追加により、管理可能な無線LANアクセスポイントを増やせることのできるなどのスケール性を有すること。 	無線LANコントローラのライセンス体系などに準じて	681	76	355	
6	PoE対応LANケーブル	PoE対応LANケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルを通じ、対象機器にPoE/PoE+での給電を行えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1000Base-T規格に対応していること。 	長さとは、15～30メートルを想定。単位は「本」	1370	152	710
7	集約用オーバーレイネットワーク機器	各拠点からGSS全網幹線アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービス上に構成されたオーバーレイネットワークをGSSのデータセンターで集約しGSSネットワークの中に平準するための通信機。	<ul style="list-style-type: none"> ・提供機器は、WAN側の通信機として、IPv6に対応し、かつ、IPv6のみにて、構成及び稼働ができればならない。 ・GSS全網幹線アクセスサービス等を経由して、東日本地域及び西日本地域の単位で各拠点の集約用オーバーレイネットワーク機器とワンペールレイ構成を構築し、拠点オーバーレイネットワーク機器との間でオーバーレイネットワークを構成できること。 ・拠点オーバーレイネットワーク機器と集約用オーバーレイネットワーク機器間において、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式（例：AES128ビット）もしくはそれに準じる強度を有する番号化方式による番号化通信を実現できること。 ・SNMPによるトラフィック監視に対応すること。 ・Syslogでのログ出力が可能であること。 ・xFlow監視等によりフロー情報を別途整備するコレクターなどにおいて観測できる機能性を有することを実現する。 ・冗長構成での導入が可能で、構成するネットワーク機器のうちいずれか1つに障害が発生しても、当該機能を継ぎサービスを提供できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集約用オーバーレイネットワーク機器は、GSSデータセンターにおいて扱われるGSS幹線ネットワークに対して、40Gbps又は100Gbpsにより冗長性をもって接続すること。 ・集約する各拠点側のネットワークに、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式（例：AES128ビット）もしくはそれに準じる強度を有する番号化方式に対して、50bps以上の処理能力を有すること。 	26	6	6	
8	中規模拠点用オーバーレイネットワーク機器	中規模拠点に配置され、拠点内のネットワーク（Wi-Fiアクセスポイント、エッジスイッチ、フロアスイッチ）とGSSネットワークの接続を行う。 GSS全網幹線アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービスの提供するアクセス回線上で、集約用オーバーレイネットワーク機器との間でオーバーレイネットワークを構成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・提供機器は、WAN側の通信機として、IPv6に対応し、かつ、IPv6のみにて、構成及び稼働ができればならない。 ・GSS全網幹線アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービス等を経由して、集約用オーバーレイネットワーク機器との間でオーバーレイネットワークを構成できること。 ・拠点オーバーレイネットワーク機器と集約用オーバーレイネットワーク機器間において、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式（例：AES128ビット）もしくはそれに準じる強度を有する番号化方式による番号化通信を実現できること。 ・SNMPによるトラフィック監視に対応すること。 ・Syslogでのログ出力が可能であること。 ・xFlow監視等によりフロー情報を別途整備するコレクターなどにおいて観測できる機能性を有することを実現する。 ・冗長構成での導入が可能で、構成するネットワーク機器のうちいずれか1つに障害が発生しても、当該機能を継ぎサービスを提供できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各拠点側のネットワーク機器は、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式（例：AES128ビット）もしくはそれに準じる強度を有する番号化方式に対して、フレームサイズ12バイトにおいて500Mbps以上の処理能力を有しなくてはならない。 ・各拠点の内線ネットワーク間向けのインターフェースとして、1000Base-Tを2つ以上有すること。拠点の規模によっては、1000Base-T/10GBase-TまたはSFP/SFP+を2つ以上有することもあり。 ・WANインターフェースとして1000Base-TX/1000Base-Tもしくは、SFPに10GBase-Tを2つ以上有すること。 	26	6	6	
9	小規模拠点用オーバーレイネットワーク機器	小規模拠点に配置され、拠点内のネットワーク（Wi-Fiアクセスポイント、エッジスイッチ、フロアスイッチ）とGSSネットワークの接続を行う。 GSS全網幹線アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービスの提供するアクセス回線上で、集約用オーバーレイネットワーク機器との間でオーバーレイネットワークを構成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・提供機器は、WAN側の通信機として、IPv6に対応し、かつ、IPv6のみにて、構成及び稼働ができればならない。 ・GSS全網幹線アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービス等を経由して、集約用オーバーレイネットワーク機器との間でオーバーレイネットワークを構成できること。 ・拠点オーバーレイネットワーク機器と集約用オーバーレイネットワーク機器間において、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式（例：AES128ビット）もしくはそれに準じる強度を有する番号化方式による番号化通信を実現できること。 ・SNMPによるトラフィック監視に対応すること。 ・Syslogでのログ出力が可能であること。 ・xFlow監視等によりフロー情報を別途整備するコレクターなどにおいて観測できる機能性を有することを実現する。 ・冗長構成での導入が可能であることと望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各拠点側のネットワーク機器は、CRYPTREC番号リストに定めるところの番号方式（例：AES128ビット）もしくはそれに準じる強度を有する番号化方式に対して、フレームサイズ12バイトにおいて100Mbps以上の処理能力を有しなくてはならない。 ・各拠点の内線ネットワーク間向けのインターフェースとして、1000Base-Tを2つ以上有すること。拠点の規模によっては、1000Base-T/10GBase-TまたはSFP/SFP+を2つ以上有することと望ましい。 ・WANインターフェースとして1000Base-TX/1000Base-Tもしくは、SFPに10GBase-Tを2つ以上有すること。 	26	-	118	
10	無線LANアクセスポイント	机室等や会議室等に設置され、業務用端末等とエッジスイッチ間のネットワーク接続を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・2台のエッジスイッチと接続され、回線の冗長化を行うことができること。 ・接続されたエッジスイッチのうち1台が故障した場合も、他の1台を通じて給電および通信を継続できること。 ・有線LAN側は、エッジスイッチとの接続からのPoE受電で稼働すること。 ・内蔵アンテナ方式とする。 ・業務用端末等のスリム筐体の接続時、データリンク層（イーサネット）において、IEEE802.1X認証（1X認証）を行うこと。また、データリンク層での1X認証ができなかった場合、IPv4またはIPv6を使用したキャプティブポータルなどによるWEB認証を行うこと。認証は、業務用端末等に含れるIEEE802.1X認証や、WEB認証（ブラウザ等）を使用し実現すること。1X認証やWEB認証は、デジタルが別途整備するデジタルリソース及び認証サービスから取得されるアトリビュートや認証結果に基づきMACアドレス単位に適用可能であること。 ・接続（利用中）中の認証済みホスト機器に対して、接続中止（遮断）を自動で適用できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi 6eに2x2xMIMO、80MHzチャネル幅、日本国内にて認可されている2.4GHz帯（10H-13CH）、5GHz帯（WS2/S3/S6（ただし、144chを除く））に対応すること。 ・エッジスイッチと1000Base-T PoE/PoE+で接続できること。 	685	76	355	